

## 内閣文庫所蔵「朝鮮国図」およびその諸本についての研究

長, 正統

<https://doi.org/10.15017/2233864>

---

出版情報 : 史淵. 119, pp.93-135, 1982-03-31. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 内閣文庫所蔵「朝鮮国図」および

## その諸本についての研究

長 正 統

### 目 次

- 序
- 一 本図についての青山氏の所論
  - 二 青山氏の原図論批判
  - 三 本図朝鮮国部分の検討
  - 四 本図鴨緑江・豆満江以北部分の検討
- 結語

### 序

一九八〇年春、縁あって、一葉の朝鮮古地図が九州大学文学部へ入り、現在、「朝鮮八道地図」の名称で架蔵されている。<sup>(1)</sup>この地図は長崎県対馬下県郡厳原町の蕃建家<sup>しやんけん</sup>に伝来していたもので、この家は対馬藩主宗義<sup>むしぎ</sup>蕃<sup>むしぎ</sup>（一七五二—一七六二在職）から出た家柄である。この地図は対馬藩に伝存した同種の地図を写したものと推定される。この地図の最大の特徴は朝鮮本土だけでなく、その北方の中国東北部を、東は遼東、西は沿海州、北は黒龍江・松花江の線まで一緒にえがいていることで、これと構図・註記・彩色までほとんど同じ地図が、これまで、他に二本知られてい

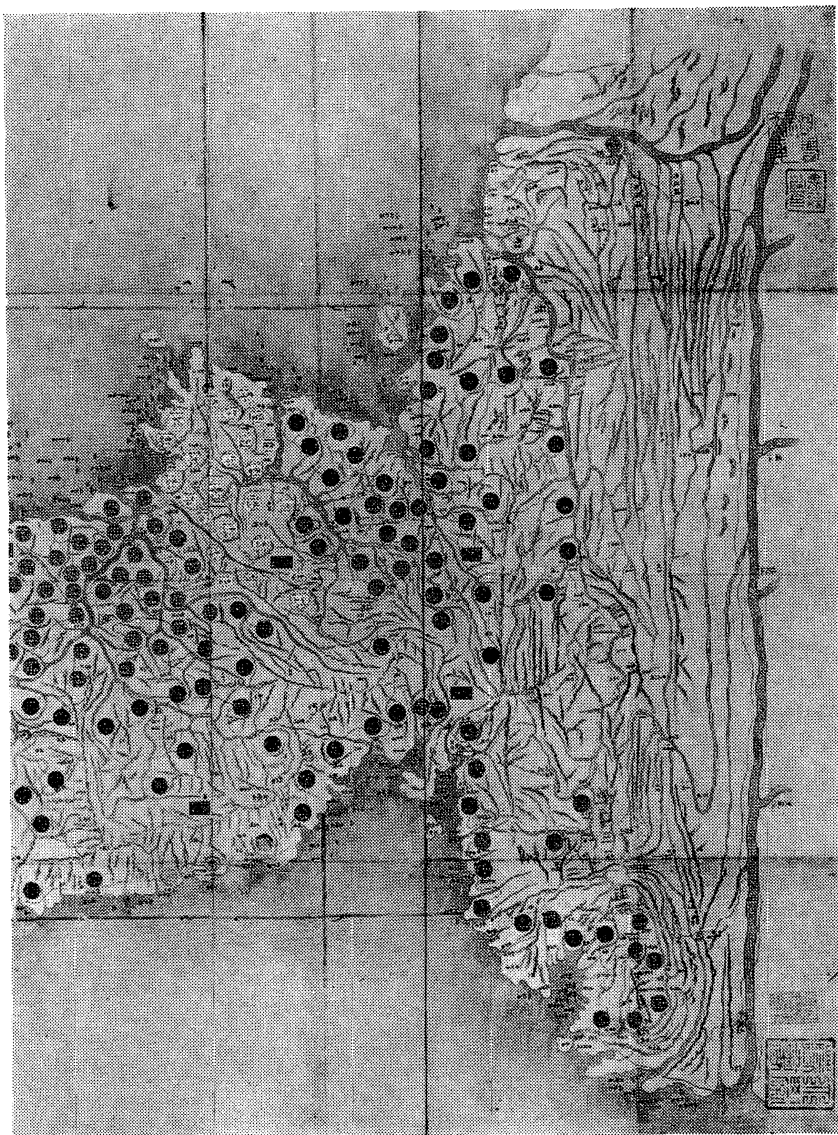
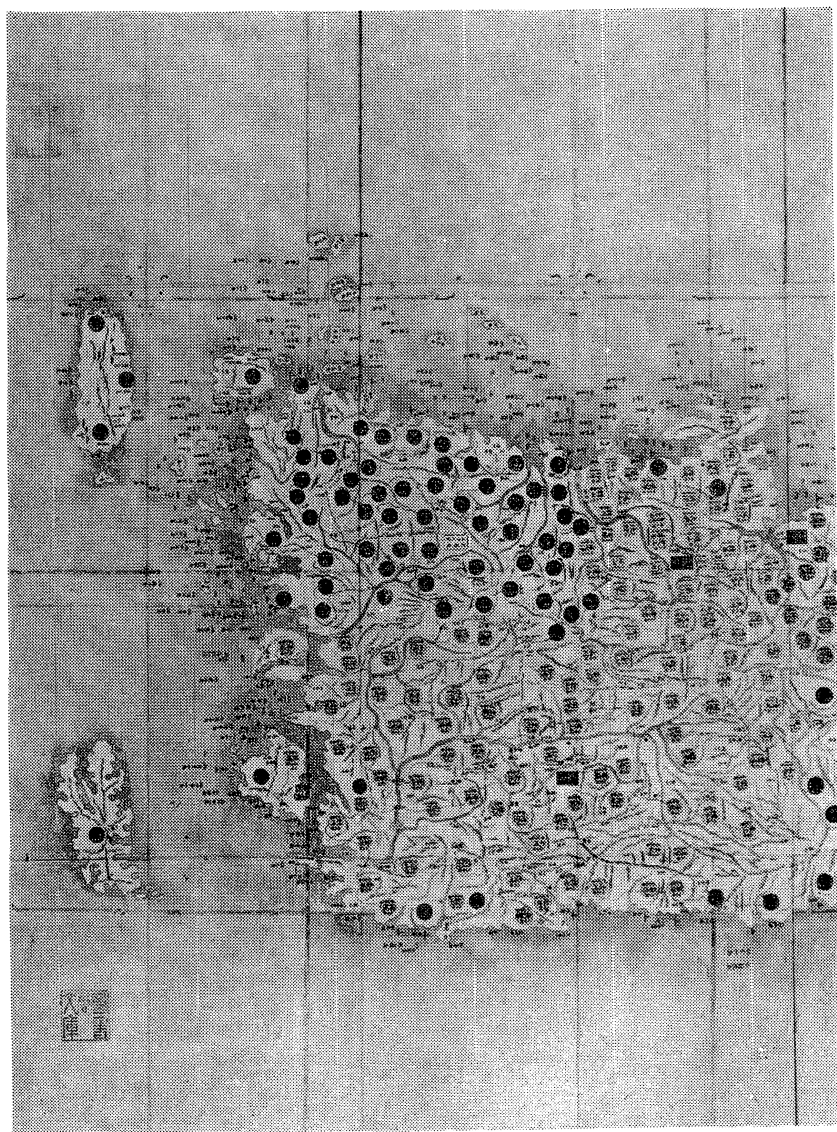


写真1 内閣文庫所蔵朝鮮国図



る。その一つは、内閣文庫に架蔵されているもので、いま一つは、現在、韓国の国史編纂委員会に架蔵されているものである。右の二本と、このたび九州大学へ架蔵された蕃建家旧蔵の一本とを合せると、同一地図の異本が、都合三本そろったことになる。本稿は、それを機に、この朝鮮地図の成立時期の考証を行なおうとするものである。まずはじめに、三図の簡単な紹介をしておこう。

(1) 韓国々史編纂委員会本

韓国図書館学会編『韓国古地図』に「朝鮮八道地図」として色刷図版で載っているのがそれである。<sup>(2)</sup>この地図は、かつて対馬の宗家に架蔵されていたもので、大正十二・三年（一九二三・四年）ごろ、当時発足したばかりの朝鮮史編修会の前身の機関の一員であった栢原昌三氏が、対馬へ史料探訪に出張して、宗家から借り入れたもので、大正十三年（一九二四）に、その機関が行なった展覧の目録に借入として見えるという。<sup>(3)</sup>のち、それが朝鮮史編修会にひきつがれ、現在は韓国々史編纂委員会に架蔵されている。

この地図は絹本で、<sup>(4)</sup>彩色されており、とくに府・牧・大都護府・都護府・郡・県・水宮・兵宮が円で囲って示され、それが道別に色を変えて塗られている。図の形は、咸鏡道方面が南方へ押しつぶされて偏平になっているほか、前述のごとく、黒龍江・松花江以南の中国東北部まで、えがかれているのが特色である。そのほか、この地図は山脈を丁寧にあがいており、近代以前の朝鮮地図の一つの特色である、山川来脈を重視するという意識が、強くあらわれている。前記大正十三年の展覧目録は、未だ実見していないが、その後、昭和七年（一九三二）十月、京城帝国大学開学式記念に催された朝鮮古地図展にも、この地図が出品されており、その展覧目録にはつきのごとく解説されている。

二八 朝鮮絵図

朝鮮史編修会蔵

写 彩色 一軸 一四二×九三・五種

本図は、朝鮮役に際して対馬の宗氏より豊臣秀吉に提出せる朝鮮絵図の副本として伝来し、宗家に襲蔵せら

れたるものなり。図構の正確にして、山河の形勢、各邑の布置、公路の走向等頗る歴然たるものあり。本図は恐らく李朝の初期に於て頻繁なりし交通の間に、朝鮮より対馬に入れる朝鮮地図に拠りて描かれたるものなるべく、現存せるこの種の朝鮮繪図としても最も古きものと認めらる。又朝鮮役に際して、我が將士が朝鮮に関する地理的知識の相当深かりしことも、之によりて察知するに足るのみならず秀吉の常に用ひたる赤國・白國等の略称は、蓋し本図の八道別に基く配色に起因するが如きは、甚だ興味深きことなりとす。

ここでは「朝鮮繪図」とあって、先の『韓国古地図』に見える「朝鮮八道地図」とは名称が違うが、解説内容から見れば同じものであることは明らかである。

## (2)内閣文庫本

内閣文庫に「朝鮮国図 写」として架蔵されているもので(写真I参照)、紙本であるが、図形・彩色とも国史編纂委員会本とほとんど同じである。ただし、本図には対馬島がえがかれていること、王京から各地への里程と日数が記入されていること、および山脈のえがきかたが比較的簡略になっていることなど、他の二本に見られない特色がある。山脈が省略されているということは、伝写の際に、それだけ、山川来脈にたいする関心、すなわち風水的な関心がとぼしかったということであり、いかにも日本で伝写された際に起りうる省略であるという気がする。里程と日数は誤写と思われる多少の違いはあるが、『攷事撮要』のものとは大体一致する。紙の大きさは統一五〇・四センチ×横九八・二センチである。印が都合七種押されているが、その中の一つに「天保庚子」の朱印がある。これは昌平學への受入れ印といわれるもので、この地図が天保十一年(一八四〇)に昌平學へ入ったことがわかる。また「昌平坂學問所」の黒印があるが、これは昌平學で普通の本に押したものであり、諸家からの献上本の場合には同じものの朱印を押ししたと言われる。これから見ると、この地図は、対馬の宗家からの献上などという形で昌平學へ入ったものではなさそうである。そのほか、「大学蔵書」「大学校圖書之印」「書籍館印」「地誌備用図籍之記」「圖書局文庫」の印が

あって、幕末から明治にかけてのこの地図の伝来がわかる。

(3)九州大学本

前述のごとく、かつて対馬蕃建家にあったもので、紙本である。図形・彩色とも前二者とはほとんど同じであるが、この地図には内閣文庫本に見える対馬島や、日程・里数はなく、形としては、むしろ国史編纂委員会本に近い。また、山脈のえがきかたも、省略の多い内閣文庫本よりは、むしろ国史編纂委員会本に近いといえる。ただし、この地図は前二者とくらべて、一体に、粗雑で、註記の誤りや脱漏が目立つ。国史編纂委員会本も、この地図も、かつては共に対馬にあったものであるので、おそらくこの地図は国史編纂委員会本からの写しであろう。本図の大きさは縦一三六・四センチ×横九六・一センチである。

この三者をくらべてみると、右に見た様ないくつかの相違点はあるが、図形・彩色ともに、おそろしく似ており、相互の関係はわからないけれども、まったく同一の原図から出た異本であることは疑いない。そこで本来ならば、この三本を厳密に対校した上で、議論を進めるべきであるが、国史編纂委員会本は、現在、実見する機会を得ないので、残りの二本のうち、註記の書きかたから見て、より善本とかがえられる内閣文庫本を中心にして、この地図の成立時期を考証しようとおもう。内閣文庫本については、すでに青山定雄氏が「李朝に於ける一、三の朝鮮全図について」と題する論文の中で、その成立年代の考証をこころみておられるので、私見をのべるに先立って、氏の所説を紹介しておく。

一 本図についての青山氏の所論

青山氏は前掲論文において、本図（内閣文庫本）の製作時期について「本図は少くとも世宗時代に作られ中宗以後新制によって筆写改訂されたもの」としている。すなわち本図には、はじめ世宗朝につくられた原図があり、のち中

宗朝以後、それを写しなおし、そのさい、当時の現況に合せた改訂をほどこしてできあがったものが本図であるということである。そして、原図成立の時期は、具体的には世宗十五年(一四三三)<sup>(9)</sup>から同二十年(一四三八)の間であるとし、それを改訂した本図そのものは、中宗七年(一五一二)から明宗四年(一五四九)までの間か、あるいは同二十二年(一五六七)から光海君の時代(一六〇八—一六二三)までの間の成立であるとしている。

まず、本図そのものの最終成立時期の方であるが、青山氏は本図の中の八道の名称および、円で囲った形の註記をとりあげて検討し、つぎの(1)(2)(3)(4)の四点を指摘している。

(1) 本図に見える光州(全羅道)が成宗二十年(一四八九)から燕山君七年(一五〇一)の間、降格されて光山県となっていたことがあることから見て、本図はその前後いずれかの時期の成立でなければならぬ。

(2) 睿宗元年(一四六九)に咸鏡道の吉州が吉城県に降格され、そのさい、それを分割してできた明川(県)が本図に見えるが、一方、降格された吉城(県)は見あたらず、かわりに吉州の名が見える。このことは、一旦降格された吉城が、ふたたび吉州の名にもどった中宗七年(一五二二)以降に、本図ができたことを示している。

(3) 本図は八道の一つとして忠清道を記し、またその道内に忠州を記しているが、明宗四年(一五四九)から同十二年(一五六七)の間、忠州が惟新県に降格され、忠清道が清洪道となっていたことから見て、本書の成立はその前後の時期のいずれかである。

以上(1)(2)(3)から見ると、本図の成立は、結局、中宗七年(一五二二)から明宗四年(一五四九)の間ないしは、同二十二年(一五六七)から以降ということになる。

(4) 本図成立の下限の方は、中国東北部の遼東が遼陽となっていないことから見て、順治十年(孝宗四年・一六五三)以前であり、しかも瀋陽が盛京となっていないことから見て、天命十年(仁祖三年・一六二五)以前であり、結局、前述の光海君時代を降らないという結論になる。青山氏は本図そのものの最終的成立時期をこのように結論





この表には徳津・新豊以下富居まで計十三箇の註記があげられているが、それについての氏の説明はつぎのごとくである。

これら十三箇は『世宗実録地理志』（世宗十四年成立、のち増補）から東国輿地勝覽（成宗十二年成立、同十七年増補<sup>12</sup>）までの間に廃県となったものである。しかもこれら十三箇は、同じく本図の咸鏡道のところに見える「古慈城」「古呂延<sup>13</sup>」のごとく「古」字を付していないことから見て、それらが現実の県として存在していたときの状況を示している。言いかえれば、これら十三箇は、それらを廃県扱いにしている東国輿地勝覽以前（成宗十七年以前）の状況を示しているということ、しかも十三箇のうちの徳水と富居は、それぞれ世宗二十四年（一四四二）および同三十一年（一四四九）に廃県になっていることから見て、結局、世宗二十四年（一四四二）以前という時期が浮かびあがってくる。

(6) 本図の中国東北部を見ると婆猪江流域に「李滿住」なる記載があるが、これは李滿住が、この地域に在住した時期に、本図の原図がつけられたことを示すものである。李滿住がこの地方に居たのは、世宗六年（一四二四）から同二十年（一四三八）までと、世宗末年から、かれが朝鮮から攻められて殺された世祖十二年（一四六六）までの間であるので、これを前記(5)の世宗二十四年以前という条件と重ね合わせると、結局、世宗六年（一四二四）から同二十年（一四三八）という期間が浮かびあがってくる。

(7) 本図の咸鏡道の部分に、後世、廢四郡と呼ぶものうちの慈城と閔延が、それぞれ「古慈城」「古呂延<sup>14</sup>」と記載されているが、これは、四郡のうち、太宗十六年（一四一六）にまず閔延が置かれ、ついで世宗十七年（一四三三）に慈城が置かれて以後、まだ、残りの茂昌・虞芮の設置を見ない時期（すなわち茂昌は世宗二十四年、虞芮は同二十五年にそれぞれ設置されているので、結局、世宗二十四年以前）に本図の原図がつけられたことを示すものであり、やがてその原図が、四郡すべて廢止された世祖元年（一四五五）以降になって写しなおされ、そのさい、

原図にあった慈城・閔延の二つの記載に、そのまま「古」字が付されたものと解釈する。このことから、世宗十七年以降、同二十四年の間を一応、本図の原図成立の期間とかんがえることができる。「古慈城」「古呂延」の註記に關する青山氏の所説は以上のごとくであるが、青山氏が世宗十七年としている慈城の設置は、正しくは世宗十五年であり、また世宗二十四年としている茂昌の設置も、実は世宗二十二年である。したがって、右の青山説に言う原図の成立期間は、世宗十五年以降、同二十二年の間として理解しておくことにする。

これを前記(5)(6)の条件と重ね合せると、結局、世宗十五年（一四三三）から同二十年（一四三八）の間に、本図の原図が成立したことになる。その原図が前述の(1)(2)(3)(4)から導き出される結論のごとく、明宗四年以後に改訂書写されて、本図が成立したとかんがえられる。本図の製作時期についての青山氏の見解は以上のごとくである。

## 二 青山氏の原図論批判

前節で見た青山氏の論証は、一見まことに理路整然としており、反論の余地をのこさないごとくに見えるが、仔細に検討すると、いろいろ問題が出てきて、とくに前節(5)(6)(7)に見えた原図成立時期についての議論は、ほぼ全面的に否定される。なお青山氏は本図の鴨綠江・豆満江以北の中国東北部と、この二江以南の朝鮮本国の部分とを一括して論じておられるが、朝鮮地図のうちで、全国図に中国東北部まで含めてえがいている本図のようなものは珍らしく、むしろ例外的であり、一般に、朝鮮全図といえば、鴨綠江・豆満江以南の朝鮮本土および、その付属島嶼だけを描いているのが普通である。本図の様に、中国東北部までふくんだものは、中国東北部の地図を別個に外から持ってきて、それを朝鮮本国の全図と合せて一枚に仕立てたとかんがえるのが自然であろう。とすれば、朝鮮本国の部分と中国東北部とが必ずしも同じ基準で作られているとは言えず、とくに註記などは、撰択の基準が異なっているということも考えられるので、本稿では、両者を分けて検討することにし、はじめに朝鮮本国の部分ととりあげる。

まず青山氏の論点(5)について検討してみよう。前述のごとく、氏は「州郡県所属の小県名」として、円印で囲まれた以外の註記に注目し、そのうちから、前節の表Ⅰに見える「徳津」以下「富居」までの十三箇をとりあげて検討している。「州郡県所属の小県名」というのは、いささか曖昧な言い方であるが、独立の県でないという意味であれば、要するに属県ということである。氏は表Ⅰの十三箇が、いずれも世宗実録地理志には「現存の県」(正確には、いま言った理由により、属県と訂正すべきである)として見え、降って東国輿地勝覧になると、廃されて、その古跡の条に入っているという。ところで、本図を見ればわかることであるが、氏の言う十三箇の註記は、いずれも、単に「徳津」「新豊」等々と記すのみで、それが属県であるということは、直接、明記されていない。言うなれば、単なる地名として記されているという場合も、考えられるわけで、それが、あえて属県ということで地図に記載されているということをするためには、本図の、すくなくとも朝鮮本国の範囲において、円印で囲まれた以外の註記のうち、山川・岷・王陵・宮室・祠堂・寺院・樓亭・倉庫・鎮・堡・口子・山城・浦・梁・津・渡など、属県以外のものであることが、記載から明らかに読みとれるもの及び「古」字を頭に冠して(例えば前節で見た「古慈城」「古呂延」のごとく)それが過去の存在であることを明示しているものを除いた残り全部が、単なる地名でなく、すべて属県であるという大前提が必要な筈である。しかし、はたして、そういうことが言えるのであろうか。まず、そのことから検討したいとおもうが、以下、話を進める都合上、右の大前提の対象になる註記を「單純註記」と呼ぶことにする。結論を先に言えば、本図の單純註記の中には、明らかに一度も属県であったことのないものはいくつか見出される。次にその例を示そう。

### ① 随川

本図の平安道定州の南方の半島に「随川」なる註記があるが、その沿革については『世宗実録地理志』平安道随川郡条に、つぎのごとくある。

随川郡、(中略)高麗高宗辛卯、狄兵陷昌州城、邑人入于京畿紫燕島、元宗辛酉出陸、寓于郭州海浜、以失土、割郭州東十六村及屬阜安義鎮、以與之、稱知随州事、仍兼郭州、恭愍王辛亥、析置郭州、本朝太宗癸巳、例改今名。

これによれば、随川は、高麗高宗辛卯(一二三二)に、昌州が蒙古兵の占領によって、邑人共々、京畿道紫燕島へ遷移し、のち、高麗元宗辛酉年(一二六一)、郭州の海浜へ出陸し、土地がないので、郭州の一部東十六村とその属阜安義鎮を割いて知随州事が置かれたのはじまる。この知随州事が李朝太宗十三年癸巳(一四一三)に随川郡と改まったという。その後の随川郡については『新增東国輿地勝覽』卷五十二定州牧の建置沿革条に「(世祖)十二年、又移州治于随川、遂省随川郡」とみえ、同じく定州牧の古跡条の随川廢郡の項に「在州(定州)南十五里、(中略)世祖十二年罷之、移定州治于郡之新安駅」とある。すなわち、世祖十二年(一四六六)、定州牧が、治所を随川郡の新安駅へ移してきたので、随川郡は廢されたという。これによれば、行政單位の名称としての「随川」は「随川郡」として太宗十三年(一四一三)から世祖十二年(一四六六)まで存在しただけであって、属県として存在したことは一度もない。

② 高興

本図の全羅道興陽の南西の海岸に近いところに「高興」の註記があるが、その沿革については『新增東国輿地勝覽』卷四十興陽県条につきの記事がある。

建置沿革

本長興府高伊部曲高伊者、方高麗忠烈王十一年、土人柳庇後改名以訳語通事于元有功、改名高興、陞為県、置

監務、本朝太祖四年、因倭寇、僑寓宝城郡兆陽県之地、六年置鎮、以兵馬使兼県事、世宗五年、改称僉節制使、

二十三年、又遷于長興府荳原県之地、割宝城郡之南陽県来合、因改今名為県監。

これによれば、高興の前身は長興府の高伊部曲である。高麗忠烈王十一年（一二八五）に、通事として功績のあった柳庇の出身地ということで、高伊部曲は昇格し、名を改めて高興県となった。李朝に入って太祖四年（一三九五）、倭寇のために治所を宝城郡兆陽県に移したが、世宗二十三年（一四四一）に、また長興府管内の豊原県の地に移し、宝城郡の南陽県を合せて、興陽県と改めたという。これによれば「高興」も、行政単位の名称としては「高興県」として高麗忠烈王十一年（一二八五）から李朝世宗二十三年（一四四一）まで存在しただけであり、属県として存在したことは一度もない。

### ③ 富居

本図の咸鏡道富寧の近くに「富居」なる註記があるが、これは前に見たごとく、青山氏が『世宗実録地理志』に現存の属県として見える十三箇の一つとしてあげているものである（前節、表Ⅰの13参照）。しかし同書咸吉道富寧都護府条をあげればつぎのごとくであって、氏は史料の誤読をしている様である。

富寧都護府、（中略）本鏡城郡石幕上平地、世宗十四年、以地為東<sup>長</sup>北野人往来要衝、始置寧北鎮、差節制使、兼判鏡城郡事、十六年、移寧北鎮于伯顔愁所、石幕旧地、以土官千戸守之、三十一年、革富居<sup>世宗二十年冬、以高郎岐以西・黄節</sup>龍城大川以北、置<sup>長</sup>富居、移民戸于石幕、以本<sup>長</sup>龍城大川以西、會寧府南錢掛峴以南・黄節坡以北屬之、改今名、陞都護府。

これによれば、富寧都護府は、寧北鎮に富居県の一部を併合してできたものである。寧北鎮は、世宗十四年（一四三二）に、鏡城郡石幕の地に置かれ、同十六年（一四三四）に伯顔愁所に移され、石幕の旧地には、土官の千戸が置かれた。富居県の方は、世宗二十年冬に設置<sup>長</sup>し、高郎岐以西・黄節坡以東・阿山以南・龍城大川以北の地を所属させたが、同三十一年（一四四九）に革罷し、そこにあった民戸は、石幕へ移し、富居県の境域のうちの堀浦以西・會寧府の南の錢掛峴以南・黄節坡以北の地を寧北鎮に合し、合併後の名称は、富居の富と寧北鎮の寧を合せて富寧として、都護府に昇格した。これによると「富居」もまた、「富居県」として、世宗二十年（一四三八）から同三十一年（一

四四九）まで存在しただけであり、属県として存在したことは一度もない。

さきに、青山氏の論証がなりたつためには、本図のすくなくとも朝鮮本国の部分にある単純註記が、すべて属県とすることで記載されたものであるという前提が必要であることをのべたが、以上の「随川」「高興」「富居」の三例からわかる様に、単純註記の中に、一度も属県であったことのないものが存在するからには、氏の論証の前提は崩れ去ったとしてよいであろう。

なお、右の「富居」以外にも、青山氏が『世宗実録地理志』に現存の属県として見えるものとして挙げた十三箇の註記（前節表Ⅰ）には、そうでないものがさらに三つある。それは、つぎに挙げる「松生」と「三岐」および「雲崑」である。この三箇は、かつて属県であったことはあるが『世宗実録地理志』の段階すなわち世宗十四年（一四三二）<sup>16</sup>以前において、すでに現存の属県でなくなっていたものである。

松生

青山氏は、前節の表Ⅰの3に見るごとく、『世宗実録地理志』では、松生を青松郡の属県としてしているとするが、いま同書慶尚道青松郡条を見ると、実際はつぎのごとくである。

青松郡、古青鳧、本高句麗青己県、新羅改名積善、為野城郡領県、高麗初、為鳧伊県、又為雲鳳県、成宗五年丙戌、又改為青鳧県、属礼州任内、本朝太祖三年甲戌、合于真宝、戊戌今上即位、以恭妃内郷、陞為青宝郡。松生県、新羅時稱号未詳、高麗顯宗戊午、属礼州任内、仁宗二十一年癸亥、始置監務、今上五年癸卯、合于青鳧、更号青松、析真宝、復置県監。属県一、安德県、本高句麗伊火県、新羅改為縁武、為曲城郡領県、高麗改今名、顯宗戊午、属安東任内、恭讓王二年庚午、始置監務、本朝太祖三年甲戌、合于松生、今上癸卯來属。

これは、青松郡成立の経緯を叙述したものであるが、これによると青松郡は「古青鳧」すなわち、かつての青鳧と松生県とが合併してできたものであり、それに安德県が属県として加わったものである。まず、かつての青鳧である

が、これは、古く高句麗の青己県に始まり、積善、鳧伊県、雲鳳県と改まり、高麗成宗五年（九八六）に青鳧県となり、礼州の管轄になっていたが、李朝太祖三年（一三九四）、真宝と合併した。この文章は、合併後の名称を記していないが、恐らく、青鳧の青と真宝の宝をとって青宝県と言ったのであろう。世宗が即位するや、恭妃（沈氏）の本貫地ということで、青宝郡に昇格した。つぎに松生であるが、新羅のときの称号は不明である。高麗顯宗九年戊午（二〇一八）に、松生は礼州の任内、すなわちその管轄となったが、同じく仁宗二十一年（一一四三）に、初めて監務を置き、以後、独立の県となった。李朝に入ると、この松生県は世宗五年（一一四三）に、当時青宝郡の一部になっていた、かつての青鳧と合併して青松郡となった。なお、青宝郡の片割れである真宝は、単独の県となって臬監を置いた。いま一つの安徳県であるが、高句麗の伊火県からはじまり、新羅には縁武となり、高麗になって安徳となり、高麗顯宗九年戊午（二〇一八）に安東の管轄になった。その後、安徳は恭讓王二年（一一三九〇）に監務を置いて独立の県となったが、李朝に入って太祖三年（一一三九四）に松生に合併された。松生は前述のごとく、世宗五年（一一四三）に青鳧と合併して青松郡となったが、そのさい安徳は青松郡の属県という扱いになった。

文脈を追って少し繁雑な説明になったが、要するに『世宗実録地理志』の段階で、松生が青松郡の属県として存在したというのは、まったくの誤りである。松生が属県であったのは、高麗の顯宗九年（一〇一八）から、同じく仁宗二十一年（一一四三）までのことである。この年、松生は礼州の任内から独立して県となり、その後、この松生県は李朝の世宗五年（一一四三）に、青鳧と合併して青松と名を改め、昇格して郡となったが、いずれにしても仁宗二十一年以後、松生がどこかの属県であったことはない。

### 三岐

青山氏は、前節表 I の 6 に見るごとく『世宗実録地理志』では、三岐を三嘉県の属県として見るとするが、同書慶尚道三嘉県条にはつぎのごとくある。



三嘉県、三岐県、本三支県一云麻杖、景德王改名三岐、為江陽郡領県、顯宗戊午、属陝州任内、恭愍王癸丑、始置監務、本朝太祖甲戌、以王師自超之郷、陞為知郡事、太宗辛巳、降為県、甲午、以陝川任内嘉樹県属之、改号三嘉、置監務、别号岐山。嘉樹県、本加主火県、景德王改名嘉壽、為康州郡領県、顯宗戊午、移属陝州任内樹字声転而為壽。

これによると、三嘉県は三岐県に嘉樹県を合せてできたものであるという。三岐県は、その昔、三支県といい、新羅景德王のときに三岐と改まって江陽郡領県となり、また高麗顯宗九年戊午(一〇一八)に陝州の管轄になったが、恭愍王二十二年癸丑(一三七三)に、初めて監務を置き、独立した県となった。李朝に入ると、太祖三年甲戌(一三九四)、無学自超の郷ということで、昇格して知郡事となり、太宗元年辛巳(一四〇一)、降格して県となった。太宗十四年甲午(一四一四)、この三岐県は、当時、陝川(かつての陝州、太宗十三年に陝川郡となる)<sup>17)</sup>の管轄になっていた。嘉樹県を合併して三嘉県と改まり、監務を置いて独立の県として存続した。一方、嘉樹県は、その昔、加主火県といい、新羅景德王のとき嘉壽と改まって、康州郡の領県となり、高麗顯宗九年戊午(一〇一八)に陝州の管轄に移っていたもので、嘉壽の壽は樹の転音で、嘉壽は嘉樹であるという。

これによると、三岐もまた『世宗実録地理志』の段階で、三嘉県の属県として存在した事実はない。三岐が属県であったのは、高麗恭愍王二十二年(一三七三)以前のことである。この年、三岐は独立した県となり、その後、李朝太宗十四年(一四一四)に三嘉県となったが、その間、いずれかの属県であったことは一度もない。

雲崑

青山氏は前節表1の9に見えるごとく、『世宗実録地理志』では、雲崑を通川郡の属県としてしているとするが、同書江原道通川郡条には、つぎのごとくある。

通川郡、知郡事一人、本高句麗休壤郡一云金嶺、新羅改金壤郡、高麗初置県令、忠烈王十一年、陞為知通州事、本朝

因之、太宗十三年癸巳、例改通川郡、属県三、臨道(中略)、碧山県(中略)、雲崑県、本高麗平珍県、新羅改偏

嶮、為高城郡領、高麗改今名、為金壤県任内嶮山・雲嶮、亡為直村。

これによると雲嶮は、はじめ平珍県といい、新羅のとき偏嶮県と改まって、高城郡の領県となったが、高麗のとき雲嶮と改まって、金壤県（のちの通川郡）の属県となったという。したがってここでは、雲嶮を臨道・碧山とともに、通川郡の三つの属県の一つに数えあげてはいるが、文末の割註でわかるごとく、雲嶮は、碧山とともに、すでに亡びて、通川郡の直村となっている。すなわち雲嶮は通川郡の属県ではあったが、『世宗実録地理志』のこの部分の記事ができた世宗十四年（一四三二）<sup>(18)</sup> 当時には、すでに現存の属県ではなくなっていたことがわかる。

この様に見てくると、青山氏が本図の註記のうち『世宗実録地理志』に現存の属県として見えるとしてあげている十三箇のなかに、富居・松生・三岐・雲嶮の四箇までもが、実はそうでないことが明らかになったわけである。

これまで見たところから、本図の単純註記の中には、かつて属県であったためしのないものがあり、また、属県であったとしても、その存在期間がまちまちなものが混在していることがわかった。してみると、本図の単純註記は、ある特定の時点に現存した属県を拾って記載したものであるという仮説（青山氏の議論の前提となっている仮説）はなりたたない。そこで、さらに幅をひろげて、属県ばかりでなく、ある特定の時点に現存した各種行政地名（県・郡から府にいたる各種行政単位の名称）をも拾って記載したという仮説に立つたらどうなるであろうか。しかし、そういう仮説も無理な様である。たとえば前に見たごとく、松生の場合は松生県が世宗五年（一四二三）に靑嶮と合して靑松郡と名が変ったことにより、また三岐の場合は太宗十四年（一四一四）に三岐県が嘉樹県（当時陝川の属県であった）と合して三嘉県と名が変ったことにより、以後、松生・三岐とも行政地名としては存在しなくなっている。一方、富居の場合は、世宗二十年（一四三八）から同三十一年（一四四九）の間、富居県として存在した以外は行政地名として存在したことはない。すなわち、松生・三岐・富居の三つの註記をとりあげただけでも、それらが、ある特定の時点に、行政地名として共存したことはない。要するに、属県以外に拡大してかながえたとしても、本図の単純

註記が、ある特定の時点に現存した行政地名を拾いあげて記したものであるという仮説はなりたたない。とするならば、本図の単純註記は、後述するごとく、鴨綠江・豆満江以北の地域において、高麗の公嶮鎮や、元朝の東征元帥府が記載されているのと同様、地図製作の時点からふりかえって、過去のいろいろな時期に存在した行政地名を、何等かの関心にもとづいて、適宜ひろいあげて記したものであるのか、さもなければ、行政単位の名称ということからはなれて、単なる地域名称を記入したものであるかであろう。朝鮮では郡県なり、その属県なりが革罷されても、その名称が地域名として残りつづけるということはいくらかでもあるので、そういう単なる地域名が拾われているということも十分かんがえられることである。

本図に見える単純註記のうちで、それが過去に存在した行政地名として記載されたものであり、それが単なる地域名称として記載されたものであるかを区別することはむづかしいが、そのいずれであるにしても、本図の単純註記は、本図作成の年代を判定する基準になりうる性質のものではない。したがって、かかる註記をもって、本図の原図の成立年代を論証しようとした青山氏の試みは、そもそも意味のないことと言わなければならず、その結果、みちびき出された、原図の成立時期が世宗二十四年以前であるとの説は、まったく根拠を持たないものとなる。本図の朝鮮本土部分の単純註記は、概算百六十箇前後あるが、青山氏がそれらの性格を検討することなく、自論を成りたしめるのに都合のよい十三箇だけをとり出して、それをもって、全体の成立年次を推しはかろうとしたところに、そもそも無理があったといえよう。

つぎに青山氏の論点(7)について検討する。青山氏は、四郡すべてが、世祖元年に廢されたとしているが、この年に廢されたのは閔延・茂昌・虞芮の三郡のみで、しかもその廢止決定の時期も、同じ年とはいえず、まだ世祖反正以前の四月のことであり、<sup>(20)</sup>正しくは端宗三年とすべきである。なお、残りの慈城は世祖五年に至って廢された。<sup>(21)</sup>そこでまず、後世、廢四郡と一括して呼ばれているこれら諸郡の設置期間を示せば次のごとくである。

閔延 太宗一六年(一四一六) 郡を置く。

世宗一七年(一四三五) 都護府に昇格。

端宗三年(一四五五) 廃す。

慈城 世宗一五年(一四三三) 郡を置く。

世祖五年(一四五九) 廃す。

茂昌 世宗二二年(一四四〇) 県を置く。

同 二四年(一四四二) 郡に昇格。

端宗三年(一四五五) 廃す。

虞芮 世宗二五年(一四四三) 郡を置く。

端宗三年(一四五五) 廃す。

〔古呂延〕<sup>(四)</sup>「古慈城」という註記は、閔延・慈城の二郡が廃された後、すなわち、世祖五年(一四五九)以降になつてこそ書かれるものである。しかるに、青山氏はさらに一步議論をすすめて、虞芮と茂昌が本図の註記に見えないことをもって、それが未だ設置されない以前、すなわち閔延・慈城だけが存在した期間(世宗十五年以降、同二十二年以前)に本図の原図がつくられたとする。そして四郡すべてが廃された後になって、その原図が改訂筆写され、そのさい「閔延」「慈城」にそれぞれ「古」字が付されたとするわけである。青山氏のこの説明は、よく考えてはあるが、それはあくまでも、そういうこともありうるということであつて、この説明の最大の難点は、虞芮・茂昌の二つの註記が見えないことをもって立論の根拠にしていることである。物にもよるが、限られた大きさの地図に註記をほどこす場合、その数はおのずから抑えられ、重要なものだけが撰択されることは当然である。とすれば、四箇の郡のうちで、設置時期が早く、存続期間も長くて、戦略上、より重要な拠点とかがえられていた閔延・慈城の二つだけ

を撰択して註記したという考えも十分成りたちうる。原図の存在を想定すること自体は後述するごとく、別段、不都合ではないが、眞芮・茂昌の二つの註記がないということでもって、その成立の下限を考えるとこれは論証方法として誤っている。

つぎに青山氏の論点の(6)について検討する。これは本図の鴨緑江・豆満江以北の部分に関するものである。第四節で扱うべきものであるが、原図の作成時期に関する議論であるので、ここでとりあげることにする。青山氏は、本図の婆猪江流域に見える「李滿住」なる註記をとりあげ、これをもって、李滿住がその地に居住していた時期に本図の原図が作られたことを示すものとしているが、こういう論法は如何なるものであろうか。たとえば本図の右上の隅の大河道の河口に近いところに「東征元帥府」が記載されているが、これは元の時代に置かれたものであり、明初には奴兒干都司が置かれた<sup>(23)</sup>。これなどは、さしづめ、原図が元代にさかのぼることをしめすことになる。また本図の白頭山から流れ出る河道が大きく曲がるあたりの右側に「黒水林橋」（黒水靺鞨）の記載があるが、これも朝鮮との関係で言うならば、十世紀初頭から十一世紀初頭にかけて、しばしば高麗との交渉が見えるので、そのころに原図の製作時期を想定することもできることになる。東征元帥府や黒水靺鞨は、歴史上の名称をたまたま記したまでのものと説明するとすれば、同じ説明は李滿住についても成りたちうるわけで、ひとり、李滿住だけは、原図製作当時の現実を示す註記であると主張することはできない。李滿住の註記は、それをもって、格別に原図製作時期を想定させる様なものではない。

ここで一言、誤解を招かぬようにことわっておくが、筆者は何も、原図そのものが存在しなかったなどと主張しているわけではない。本図のごとき、かなり整った朝鮮全図が成立するまでには、相当に長い、地図製作の道程があった筈であり、本図の製作にあたって、土台として利用された原図が存在したことは、ごく自然である。またその原図が一つだけであったとは限らず、何種類もあったかも知れないし、また、いくつかの部分図であった場合もありうる

であろう。筆者は第四節で後述するごとく、少くとも本図の鴨綠江・豆満江以北については、中国から入った別箇の原図があったと考えている。本図のごとき整った内容の地図については、単なる成立時期の確定だけでなく、その原図が如何なるものであったかを大いに検討しなければならないの言うまでもないが、ただ、青山氏のような論拠をもってしては、原図の存在を証明することはできないし、いわんや、その原図が世宗十五年（一四三三）から同二十年（一四三八）の間に成立したなどということも言えないであろう。なお青山氏は、本図の原図の製作時期を、世宗朝に設定することにより、世宗時代に作られたことが記録上知られている鄭陟の八道図<sup>(2)</sup>と本図とが、あるいは関係があるかも知れないとしているが、これまた、いまのところ根拠のない議論であると言わなければならない。

### 三 本図朝鮮国部分の検討

つぎに青山氏の論点の(1)(2)(3)(4)を検討しよう。そのさい問題となるのは、円で囲まれた註記である。この円囲い註記の場合もまた、単に「慶州」とか「忠州」とか記すのみで、慶州府とか忠州牧という書きかたはしていないけれども、本図では各道ごとに官の総計を註記しており、黄海道を例にとれば、「黄海道二十四官」とあって、この官数が黄海道のものとして記された円囲い註記（各道ごとに円囲い註記は色分けされている）の数と一致するので、円囲い註記は官衙を記したものであることがわかる。そこで本図の言う官であるが、調べてみると、県以上の官衙すなわち府・牧・大都護府・都護府・郡・県であることがわかる。なおそのほか、兵營・水營・行營が置かれている道の場合には、それも円囲い（すべて赤色で塗られている）の対象となり、また京畿の場合は、京と開城も円囲い（これも赤色）になっている。そして、これら円囲い註記を、八道すべて数えると三百四十一箇になる。いま、その内訳を示せば、次のごとくである。

京畿 官三七 京 開城

忠清	官五四	兵營一	水營一
慶尚	官六七	兵營二	水營二
全羅	官五七	兵營一	水營二
黄海	官二四		
江原	官二六		
咸鏡	官二二	行營一	
平安	官四二		

そこで、これら三百四十一箇の行政地名の实在期間を逐一しらべてみると、個々の説明は省略するが、それらがすべて共存していた期間が浮かびあがってくる。本図が制作されたのはその期間のいつかであるとかんがえてよからう。以下、青山氏の所説を検討しながら、それについて述べる。

そこで、本図製作の下限であるが、青山氏は論点(4)において、光海君時代を降らないと結論しているが、これは、いま少し上る様である。それは慶尚道の兵營・水營の位置から言える。

まず本図では、巨濟島に水營が記されている。『新增東国輿地勝覽』では、巨濟島烏兒浦に慶尚右水營があるが、その後、宣祖三十四年(一六〇一)に、この右水營には三道統制營(略して統營と呼ばれた)が置かれた。<sup>(27)</sup>その後間もなく、同三十七年春、この右水營兼統營は固城県の頭籠浦へ移り、その位置は、李朝末期まで変らなかつた。<sup>(28)</sup>これから見れば、巨濟島に水營をえがく本図は、一六〇四年春の固城への移転以前のものといえる。

また本図は、昌原に接して兵營をえがいている。『新增東国輿地勝覽』では、昌原の古合浦県に右兵營があるが、『輿地図書』によれば、この右兵營はその後の万曆癸卯年(一六〇三)八月に晋州蠶石山城へ移り、<sup>(29)</sup>以後、李朝末期まで晋州にあった。<sup>(31)</sup>昌原に兵營をえがく本図は、一六〇三年八月の晋州への移転以前のものといえる。

さらに本図は、蔚山の開雲浦のところに水宮を記している。慶尚左水宮は、はじめ東萊の釜山浦(釜山浦)にあったが、<sup>32)</sup>やがて、蔚山の開雲浦に移り、『新增東国輿地勝覽』のときには、まだ蔚山の開雲浦にある。その後、左水宮は再び東萊に移管したが、その年代を『輿地圖書』は不明としながらも、「南寇」(壬辰・丁酉の倭乱)の終了以前とし、『大東地誌』は宣祖二十五年(一五九二)としている。『大東地誌』に言う宣祖二十五年とすると、これは壬辰倭乱が始まった年であり、いままじつめて、侵攻が始まる以前か以後かということになるが、『懲慈録』は、日本軍の同年四月十三日における釜山浦到着と続いての上陸攻撃の有様を記し、「左水使朴泓、賊勢大なるを見、あえて兵を出さず、城を棄てて逃る」と言っているので、朴泓が駐在していた左水宮の所在地は、当然、釜山から四十余キロもはなれた蔚山開雲浦ではなく、釜山と指呼の間にある東萊でなければならぬ。すなわち、左水宮はすでに壬辰乱勃発以前に、蔚山から東萊へ移されていたとかんがえられるから、蔚山に水宮をえがく本図は、すくなくとも壬辰乱が始まる一九二二年四月以前のものと見える。ただ、地図が製作当時の現状ではない古制を註記しておくことも、まったくありえないではないが、一般の郡や県ならともかく、兵営・水宮の移動や改廃のごとき、国家の防衛にかかわる重大事に関して、そういうことがあるとは、一寸、考えにくい。もし壬辰・丁酉乱を経験した後、この図が作られたものとなれば、水宮を旧状のまままでえがくというようなことは、とうてい考えられない。やはり本図の成立時期は、壬辰乱の開始以前に求めるべきであろう。

つぎに本図成立の上限について見よう。前述のごとく、青山氏は本図に吉州と明川が両方とも記されていることに注目し、吉州が睿宗元年(一四六九)、降格されて吉城県となり、そのさい吉州から明川県が独立して以後、ふたたび吉城県が吉州に昇格した中宗七年(一五一二)をもって、本図成立の上限とする。しかし中宗七年三月、吉城県を吉州に昇格したときには、明川県を革して、ふたたび吉州へ併合させている。<sup>33)</sup>つまり、吉州復活のさいに、明川県は、一旦、消滅したわけで、その明川県が復活したのは、ちょうど一年後の中宗八年三月である。<sup>34)</sup>こうしてみると、



本図の吉州と明川の併記は中宗八年以後の状況とすべきであろう。すなわち、青山説の設定した上限は、一年降るとになる。

最後に、青山氏の論点の(1)と(3)であるが、(1)の全羅道光州が光山県となった期間（成宗二十年—燕山君七年）および(3)の忠州が惟新県となり、忠清道が清洪道となっていた期間（明宗四年—同二十二年）を本図作成の期間からはずすというのは、御説の通りである。

このように見てくると、本図の朝鮮本国部分は中宗八年（一一五三）以後、明宗四年（一一四九）までの期間か、あるいは明宗二十二年（一一六七）から壬辰・丁酉乱の始まるまでの期間のいずれかにおいて作製されたということになる。なお、この間にも二三、行政地名の変更があるが、ごく短期間であるので、地図作成上、特別な影響はなかったものとかんがえる。

#### 四 本図鴨緑江・豆満江以北部分の検討

前節までのところで、本図の朝鮮本土の部分について検討したが、つぎは、本図の鴨緑江・豆満江以北の部分について検討する。まず、この地域の地図の全体的形状であるが、その骨格とも言うべき河道のえがきかたに、つぎの様な大きな特徴がある。

##### (A) 黒龍江・第一松花江の横一直線表示

地図の上端を横断する大河道がそれで、本図のえがきかたの最大の特徴をなしている。この大河道の右の端の方は、間宮海峡へ注ぐ黒龍江であるが、それをさかのぼって第一松花江に入り、それをのぼりつくして、さらに嫩江・洮兒河方面へ入る河道を、一本の本流として扱い、横一文字にえがいている。今日の地図の常識から言えば、第一松花江は黒龍江の支流であるが、本図では、逆に第一松花江を本流にし、黒龍江の方を支流扱いにして上方へ枝分れさ

せてえがいているわけで、これは中国を中心にして西南方面から東北方の辺境への交通路としてこの地域の河川を見たとき、当然考えられる地理感覚である。

## (B) 第二松花江の逆行

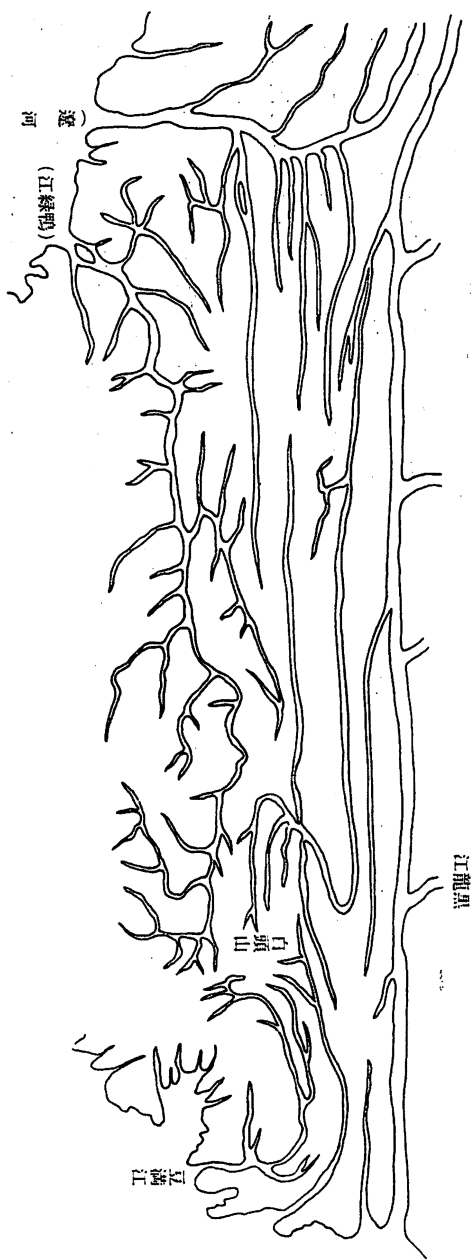
前記の横一文字の大河道は上方へ三本、下方へ四本の支流をえがいているが、下方への四本のうちの一番左(すなわち上流の方)の支流は、大河道に逆行する形で右方へさかのぼり、ついでZ字形に近い形(S字を裏返した形といふべきであろうか)に屈曲して南下し、白頭山麓に達している。これは嫩江との合流点より上流の松花江すなわち第二松花江である。

## (C) 遼河の垂直表示

(A)の横一文字の大河道の左の端の方を目がけて、あたかも登りつくがごとく、遼河を下方から垂直にちかく立ちあがらせて、えがいている。また、その支流が、左右へ、あたかも木の枝が拡がるごとく、ことに右の方向へは、ほとんど水平に、幾条もえがかれていることも目立つ。

こまかな点を指摘すれば、まだいくつもあるが、右の(A)(B)(C)は本図のえがきかたの大きな特徴として指摘できるであろう。このようなえがきかたが、現実の地形と一致しないのは言うまでもないが、その誤りは、朝鮮人が実地踏査できない地域を、推測によってえがいたためということだけでは説明できない。踏査不能な地域であれば、おそらくその地域に関する中国の地図なり文献なりを援用したと考えるのが順当である。そういう観点から、中国史料を見て行くと、この地図の祖型そのものとは言えないが、同じ系統に属すると思われる地図を『遼東志』の中に見ることができる。すなわち現在我々が見ることのできる『遼東志』は、嘉靖十六年(一五三七)刊本であるが、その付図の一つに「開原控帯外夷山川之図」(以下「開原控帯図」と略す)があり、この図の河道のえがきかたは、本図と大変類似している。参考のために本図の鴨綠江・豆満江以北の部分の河道図と「開原控帯図」の河道図とをせば、図版I

・IIのごとくである。この二つの図版を対照すると、図版Iが朝鮮本国図の上部に連接させる関係から、極端に天地(南北方向)を圧縮していることをのぞけば、全体の構図では、両者が大変似ていることに気付く。すなわち(A)の河道直線表示は「開原控帯図」でもほとんど同じであり、(B)の第二松花江の逆行も「開原控帯図」ではS字を裏返しした様な極端な屈曲こそ見られないが、やはり逆行して、ゆるやかな湾曲を示しつつ南下して常白山(長白山)白頭山)へ達している。(C)の遼河のえがきかたも「開原控帯図」とよく似ている。この様に構図から見ると本図の鴨緑江・豆満江以北の部分は『遼東志』の「開原控帯図」と大変類似している。これは本図のこの部分が『遼東志』を参考にしていることをおもわせるものである。



図版I 内閣文庫所蔵「朝鮮国図」中国東北部河道図( )内は筆者註記



図版 II 『遼東志』所収「開原控帶外夷山川之図」河道図 ( ) 内は筆者註記

そこでつきに本図の鴨緑江・豆満江以北の山川・城・站名等の註記について『遼東志』との比較をおこなってみると、こんどは類似性がきわめてとほしいことがわかる。本図の两江以北の部分には、総計一〇八箇の註記があるが、そのうち、两江の南に記すべき註記を、紙面の都合で便宜的に江北に記したものなど十九箇を除外すると、結局比較の対象とすべき註記は八十九箇ということになる。これらの註記を前述の「開原控帶図」や「遼東河東城堡地方総圖」など一連の『遼東志』付図の註記と対照してみると、この八十九箇中で『遼東志』付図の方に同じものを見出せるのは二十五箇だけである。<sup>(36)</sup>なお『遼東志』の付図だけではなく、本文の記事までふくめて対比してみると、さらに二箇ふえて都合二十七箇同じものを見出すことができる。しかし総計八十九箇の註記のうちの大部分と言ってよい六十二箇は『遼東志』のどこをさがしても記載されておらず、これによって見るかぎり、註記については、本図は現存の『遼東志』を典拠として利用しているとは言いがたいことになる。それでは本図は『遼東志』以外の別の文献を典拠として用いているかということにもなるが、朝鮮に接する中国東北部に関する明代の地方志としては、遼東志が唯一最大なものであり、後述するごとく、正統八年（一四四三）に成立した最初の本以来、それが早くから朝鮮へ入っていることを考えると、一つの推測ではあるが現存の嘉靖十六年刊本以前の遼東志が本図の中国部分の下敷きになっているのではないかとかんがえられる。

現存する『遼東志』は、前述のごとく、嘉靖十六年（一五三七）刊本であるが、それに付されている正統八年（一四四三）の遼東都指揮僉事畢恭の「遼東志書序」によると、はじめ永樂年中に遼東都指揮使司へ図志纂集の命が下り、それをうけて編纂を行ない、完成したものは中央へ送ったが、手許に残った稿本を、刊行しようとするのことが見える。また同じく同書に付されている弘治元年（一四八八）十月付の董越の「重刊遼東志書序」によると、畢恭のくわだてた正統八年の刊行は実現せず、この年（弘治元年）にいたって、『大明一統志』の凡例に準拠して改編を加え、刊行が実現したという。董越の序の言う通りであるとすれば、本書の刊行は弘治元年（一四八八）が最初とい

うことになるが、後述するごとくすでにこれに先立って遼東志が朝鮮へ入っていることを考えると、はたして弘治刊本まで本書が未刊であったかどうかは疑わしい。また「遼志凡例」と題する同書の凡例によると、嘉靖八年（一五二九）からいま一度、本書の改編がはじまり、同十六年にいたって、現在我々が知る形の『遼東志』として刊行されたという。この改編が、どの程度のものであったかはよくわからないが、右の「遼志凡例」によると、これまでの本書が地域別の分類になっていたのを、地理志・建置志・兵食志等々、事項別に綱目を立てて分類しなおしたことが見え、内容的にも、かなり大幅な改訂が加えられたとかがえられる。その後、同じ嘉靖年間に、いま一度、遼東志の改訂が行われ、その結果、嘉靖四十四年（一五六五）に『全遼志』と改名して刊行された。これはいわば遼東志最後の改訂<sup>(38)</sup>である。

ところで、現在、尊経閣に架蔵されている嘉靖十六年刊の『遼東志』は、前述の「開原控帶図」等をふくむ都合十七枚の地図が付されているが、すでに永樂帝の命で本書が最初に作られたときから、地図は付されていたらしい。そのことは、現在の『遼東志』に付されている年月不明（後欠のため）の「遼東志序」につきのごとくあることによつて明らかである。

永樂間、詔天下郡邑、咸爲図志以進、時遣使東來纂述、前守於是者、始延儒雅、詢故老、捫其聞見、考彼事蹟、參互摭撫、乃克就編、既冠以圖。

この付図が如何なるものであったかは不明であるが、恐らく、現在の『遼東志』に付されている右の十七枚の地図の原形をなすものであったと考えられる。そして次にのべる様に、この最初の遼東志は世祖七年（一四六一）以前には朝鮮へ入っている。すでに地図までもなっていたこの書物が、朝鮮へ、遼東管内の地理を知らしめる上で果たした役割は大きかったと推察される。

遼東志が朝鮮へ入っていたことを示す早い例としては、世祖七年（一四六一）十月、世祖王が、申叔舟と、西北野

人の居住地や、そこへの山川の道のりを議したとき「以遼東誌考証之」<sup>(39)</sup>とあるのを挙げるができる。また世祖十年（一四六四）八月の梁誠之の言に次のごとくあるのも注目される。

臣見遼東志、東寧衛所属高麗人、洪武年間三万余人、及永樂時、漫散軍亦四万余人、<sup>(40)</sup>

ここでは「遼東志」を引用して、遼東に僑居する朝鮮人のことを論じているが、年代から考えると、この「遼東志」も、前記の、世祖王と申叔舟の論議の際にみえる「遼東誌」も、いずれも、弘治刊本以前すなわち、最初の正統八年本であろう。最初の遼東志がつくられてから、すくなくとも十八年後には、すでにそれが朝鮮へ入っていたことがわかる。なお梁誠之の言に見える、東寧衛云々の記事は、現在の『遼東志』には見えない。これは、最初の遼東志が、現在のものと内容が異なっていることを示す例である。なお、稲葉岩吉氏も、龍飛御天歌の註や東国輿地勝覽に、現在の『遼東志』に見られない記事が引用されていることを指摘している。<sup>(41)</sup>併せて、嘉靖刊本以前の遼東志の内容を考える手掛りとすべきであろう。

その後、遼東志が朝鮮へ入ったことを示す例としては、中宗三十四年（一五三九）三月到北京からかえった鄭順朋が「遼東志六卷」を進献したことがあげられる。<sup>(42)</sup>この「遼東志」は年代から言って嘉靖十六年（一五三七）の刊本であり、刊行後わずか二年で、すでに朝鮮へ入っている。なおここに言う六巻とは六冊のことで、現存の嘉靖刊本が九巻六冊であることと符合する。<sup>(43)</sup>

李朝は、国初から北辺の防備・経営と中国への交通路安全確保のために、国境を接する中国東北部の情報を熱心に求めた。朝鮮へ入った遼東志が、この地域の形勢を知るための絶好な文献として重用されたことは想像にかたくな<sup>(44)</sup>い。

朝鮮における中国東北部に関する知識ということで、いま一つ重要なのは、その方面に関する地図の存在である。世祖七年以前に最初の遼東志が朝鮮に入っており、すでに、それには地図があったことを前述したが、そのほかの例

としては、成宗十三年（一四八二）二月の梁誠之の上疏の中に、当時までに単独の「遼東図」なるものが存在していたことが見える。<sup>(44)</sup>ただし、これがいつ作られ、如何なる内容のものであったかはわからない。また同十九年（一四八八）六月には、柳子光が「義州及東八站遼東広寧等処山川道路形勢地圖」なるものを進上し、朝鮮から遼東への沿道での中国側の築城の情勢について上疏している。<sup>(45)</sup>この地図は、名称から言って、少なくとも「東八站」すなわち、義州から遼東への交通路と、「広寧」方面すなわち、遼東から先の山海関方面をふくんだ地図であったことはあきらかである。つぎに、前述の鄭順朋が、嘉靖十六年版と思われる「遼東志」を進上した二年後の中宗三十六年（一五四一）に、崔世珍が明の南京の都城山川図及び女孝経とともに、地図一軸を進上している。この地図について、崔世珍は「地図乃遼東地形、而中原人為之、皆我國所無」と上啓しているが、<sup>(46)</sup>この遼東地図は恐らく四年前に大改訂されたばかりの嘉靖十六年刊「遼東志」の附図と同様な内容のものであつたらう。<sup>(47)</sup>

先に、本図の鴨緑江・豆満江以北の中国東北部は、嘉靖十六年刊本以前の遼東志を下敷きにしていないかという推定をのべたが、その可能性は、以上見てきた遼東志の朝鮮への伝来の実例から、十分考えられるであろうし、朝鮮における遼東方面の地図の存在例から言っても、本図に見られる様な中国東北部の地図が作られることは、きわめてありうることである。そこで話をふたたび本図にもどして、その中国東北部に見られる註記に注目してみたい。これら註記の中には、前述の東征元帥府や、黒水靺鞨、あるいは尹璣の北征の故地である先春嶺や公嶮鎮等、歴史的記憶や伝承にかかわる註記がいくつもあり、註記そのものが地図製作時の地理的現況を示しているとは必ずしも言いがたいので、註記でもって製作年次を決定するには慎重でなければならぬが、物によっては、製作年次推定の手掛りとなるものもないではない。たとえば、朝鮮から中国への交通路として使臣の往復に利用された義州・遼東間の駅站などは、朝鮮でその実情を常時熟知しており、単なる文献操作ないし伝聞によって書かれたと考えられる奥地の註記とは違った正確さがある筈である。



本図には、遼東から鴨緑江までの沿路に、頭館站・蕪水站<sup>(註)</sup>・連山把折<sup>(註)</sup>・通遠堡<sup>(註)</sup>・鸞鳳站<sup>(註)</sup>・鳳凰城<sup>(註)</sup>・開州城<sup>(註)</sup>・婆門府<sup>(註)</sup>の計八箇の駅を註記している。これらの註記が、およそいつごろの状況を反映したものであるかを検討してみたいとおもう。そこで、この交通路の歴史を簡単にふりかえってみると、元の時代には、遼東から鴨緑江までの間に頭館站・甜水站<sup>(註)</sup>・連山站<sup>(註)</sup>・龍鳳站<sup>(註)</sup>・斜烈站<sup>(註)</sup>・開州城<sup>(註)</sup>・湯站<sup>(註)</sup>・駅昌站<sup>(註)</sup>の八站が置かれ、朝鮮では、これを鴨江以西八站とも言っている<sup>(註)</sup>。元の滅亡とともに、この八站は崩壊し、明では、洪武四年(一三七二)、遼陽に定遼都衛をおき、同年(一三七五)には、それを遼東都指揮使司と改め、中国東北部を管掌せしめたが、朝鮮への交通路の駅は、ほとんど整備されず、連山関より外側(朝鮮寄り)は駅・城堡の設備一つなく放置された状況が、しばらくつづいた<sup>(註)</sup>。世宗三十二年(一四五〇)朝鮮へ使いた使臣は「自遼東、鴨緑江、旧有捌站、今廢、官齋帳房隨行」と記しており、駅站なき道を、テントを持って旅行せざるを得なかった。しかしその後、明では、成宗十二年(一四八二)ごろから、連山関以東の設站を積極的に進め、前述の嘉靖十六年(一五三七)版『遼東志』の段階になると、その附図の一つである「遼東河東城堡地方総図」(以下「遼東河東総図」と略す)に、遼東から鴨緑江までの駅として甜水站・連山関・鎮夷堡・鎮東堡・鳳凰城・湯站の都合六站を記している<sup>(註)</sup>。ここに、明代の遼東から朝鮮への駅編成は、一応の確立を見た。その後明宗二十一年(一五六六)に、湯站よりさらに朝鮮寄りの鴨緑江岸に九連城が新設され、これが、宣祖二十九年(一五九六)に鎮江遊撃府(通常、朝鮮では鎮江城と呼んでいる)と改められたが、光海君五年(一六二二)の訓練都監刊本『故事撮要』は、『遼東志』の六站到、この鎮江城を加えた七站をあげている。また『通文館志』になると、さらに湯站と鎮江城の間に柵門を加え、この駅編成が李朝末期までつづいた。要するに、鎮江城とか柵門とかの追加はあるが、嘉靖十六年版『遼東志』の「遼東河東総図」に見える駅編成は、李朝末期まで変わりなかったことになる。

ところで、この駅編成を、前述の本図のそれと比較してみると、本図の方にある鸞鳳站<sup>(註)</sup>・開州城<sup>(註)</sup>・婆門府<sup>(註)</sup>が「遼

東志』の「遼東河東総図」には見当らない(なお、本図にある通遠堡も「遼東河東総図」では見当らないが、これは、改名されて鎮夷堡と言っており<sup>(54)</sup>、その名称で出ている)。また反対に「遼東河東総図」の方に見える湯站と鎮東堡の二つが、本図の方には見えない。本図の場合、転写の際の書き落しということも考えられないことではないので、ある駅名がないからと言って、本図の製作年代を、その駅名の設置以前であると結論するのは危険であるが、双方にこれだけ多くの駅名名の不一致があるということは、本図が「遼東河東総図」の駅名編成が確立する以前の遼東路の状況を記しているということではあるまいか。本図の成立が「遼東河東総図」の駅名編成が確立した後ならば、本図は当然、その駅名編成を記していても良い筈であるし、ことに、嘉靖十六年版『遼東志』が朝鮮へ入ってきた後ならば、遼東地方の地誌に関する中国伝来の權威ある最新の文献という意味からいっても、その「遼東河東総図」に示された駅名編成を本図が無視する筈はない。しかし本図は、すでに見た様に「遼東河東総図」のそれとはかなり異なった駅名を列記しているのであるから、本図(の中国部分)は、すくなくとも嘉靖十六年版『遼東志』を朝鮮で見ることができるようになった中宗三十四年以前の成立であるとすべきであろう。

下限をこのように考えたとすれば、次にその上限は、ということになるが、大体、明代に設けられた遼東路の駅名は、元の旧八站の名称を踏襲したものが多く、元の八站が崩壊してから、明がそれらを復設するまでの間も、旧站名が、地名としてそのまま残っている場合が多いので、駅名が、本図製作年代決定の指標にはなかなかなりにくい。しかしながら、本図所載の駅名名なかで、鳳凰城だけは、旧来の廢站名や故城堡名を踏襲しない新しい名前である、しかも、その新設時期がわかる。すなわち、成化十七年、朝鮮でいうと成宗十二年(一四八一)に、明では、新たに鳳凰城を築くことを決め<sup>(55)</sup>、これを朝鮮に通知し、その後、すくなくとも成宗十八年(一四八七)までには、その築城を終えている。本図が鳳凰城を記しているということは、その築城をもって、本図成立の上限をかんがえてもよいということであろう。以上、要するに、本節で問題にしてきた、本図の鴨綠江・豆満江以北の部分は、成宗十二年

から同十八年(一四八一—一四八七)の間を上限とし、嘉靖十六年刊『遼東志』が朝鮮へ入った中宗三十四年(一五三九)あたりを下限とする期間につくられたと考えられる。

### 結 語

さきに第三節で、本図の朝鮮本国部分の成立を、中宗八年(一五二三)から明宗四年(一五四九)までの間、ないしは明宗二十二年(一五六七)以降、壬辰乱までの期間のいずれかであるとしたが、この結論を、前節の本図の中国東北部々分の成立時期についての結論と重ね合せると、結局、本図の成立は中宗八年(一五二三)以降、同三十四年(一五三九)あたりまでの二十六年間ぐらいいうことになる。本図の成立年代について言えることはこの程度であって、本図の内容検討からは、青山氏の言うごとき、本図のもととなった特定の原因の存在などを証明することはできない。

ところで全相運氏は、その著『韓国科学技術史』で本図のことに触れ、「青山定雄によれば、内閣文庫蔵の『朝鮮国絵図』が、地名や地形などからみて、世宗代につくられた鄭陟(チョン・チョク)の『八道図』であるように思われる」といい「云々と言っている」<sup>(57)</sup>。しかし青山氏は、世宗朝に本図の原図がつくられたとする議論を展開したのについて、「世宗時代の全国図として文献に伝えられるものは沿革の条に一言した鄭陟の八道図である。或はこれと関係あるものかも知れない」と述べているだけであって、いわば単なる思いつきであり、およそ「……であるように思われる」という表現に価する様な傍証一つ示しているわけではない。これは明らかに青山説の拡大解釈である。また一方、同書では内閣文庫所蔵の本図を掲載し、その説明として「この地図は一五世紀前半期の鄭陟の『東国地図』写本と推定されている」と記しているが、ここに言う「東国地図」とは、世祖九年十一月(一四六三)に鄭陟・梁誠之らが撰進した「東国地図」<sup>(58)</sup>のことであろうから、「十五世紀前半期」というのは説明として誤っているし、また本図が

鄭陟らの「東国地図」の写本であるなどという証拠は何もない。

さきに、本図の円で囲った註記以外の註記には、歴史上の記憶や伝承にもとづいたものがあることを述べた。青山氏も、本図が一面で、歴史地図の性格を持っていることを述べているが、まさにその通りで、円囲い以外の註記の撰択の仕方を仔細に検討すれば、そこに、本図の持つ領土意識なり歴史意識なりを読みとることも可能であるかも知れないが、それは今後の課題とする。

本図が、文禄・慶長役にさいして対馬の宗氏から秀吉に提出したものであるという伝承を持っていることは興味ある話であるし、それに関連して、本図の円囲いの註記の道別の塗り分けと、この戦役関係の日本側史料に見える「赤国」(全羅道を指す)「白国」(慶尚道を指す)などと言いかたとの関係も、いま一度検討しなおさなければならぬ問題である。この様な話は、さておくとしても、本図は江戸時代から明治の初期まで、日本の各地でつくられた多くの朝鮮地図の一つの原型となっている。その個々の例を挙げるのは省略するが、たとえば内閣文庫には、本図と図形・註記とも、ほとんど同じものがほかに三本あり、いずれも本図から作った写しであるとかんがえられるが、その一本には、豆満江下流のところ付箋で「此河、魯・朝之境川、豆満江ト云」と、北京条約(一八六〇年)以後の情勢を註記しており、別の一本には「在清国日本公使館所蔵印」なる印を押しており、いま一本は地名に逐一、朝鮮音の片仮名表記を付している。<sup>(63)</sup> これらのことから見ると、明治初期まで、まだこの様な地図が、朝鮮の地理を知るための実用に供されていたことがわかる。日本で近代的な朝鮮地図らしきものが作られた最初は、明治八年(一八七五)のことであるが、それまでは、この様な地図が実用の朝鮮全図として機能していたとかんがえられる。この様に見てくると、本図は、朝鮮における地図発達史の上での貴重な資料であるばかりでなく、近代以前の日本における朝鮮知識の貴重な柱をなすものでもあったと言えよう。

[註]

(1) 九州大学での架蔵番号はア180・812、朝鮮史242丁1。なお、この地図は一九七八年十月に福岡県文化会館で催された「対馬の美術」と題する展覧会へ「朝鮮八道地図」の名称で出品され、同展覧会のカタログに図版が見える(福岡県文化会館編『対馬の美術』一九七八年十月刊、参照)。

(2) 韓国図書館学会編『韓国古地図』(一九七七年、ソウル刊)に「朝鮮八道地図、作者未詳、彩色写本、年紀未詳、国史編纂委員会蔵」として紹介し「この地図は初期(李朝初期の意か)の作品と推測される貴重な資料である」と解説している(同書二四頁・三〇頁)。

(3) かつて朝鮮史編修会に在職されたこともある中村栄孝名古屋大学名誉教授に、この地図について御尋ねしたところ、韓国図書館学会編『韓国古地図』所収の国史編纂委員会蔵「朝鮮八道地図」の図版を確認した上で、この地図は間違いないく、かつて朝鮮史編修会にあったもので、これが朝鮮へ渡ったのは、朝鮮史編修会の前身にあたる機関が、ようやく活動をはじめたころのことで、今となっては事情を知る者は少ないであろうと前置きして、大略次のごとき御話をされた。御話を御聞きしたのは一九八〇年十二月四日のことで、以下はそのときのメモである。

この地図(前述の韓国々史編纂委員会蔵の「朝鮮八道地図」)は朝鮮史編修会の前身にあたる機関が対馬から借り入れておいたものである。その機関は中樞院囑託の委員の稲葉若吉(会長)、栢原昌三、洪憲、松井等らの諸氏が集まっていた。栢原氏は東京大学史料編纂所から赴任したもので、やがて死去されたので、その後任として私が赴任した。したがって私は栢原氏と直接面識はない。栢原氏は死去の前年の秋(と見られる)に対馬へ探訪に行つて問題の地図を借り入れていた。栢原氏らの機関は大正十二年の夏から秋ころ、できたものである。栢原氏が対馬へ探訪に行つて、宗家から地図を借り入れたときの交渉相手は斎藤定得氏(宗家重臣の家柄)であった。このことは大正十三年に、この朝鮮史編修会の前身の機関が行なった展覧の目録に借入れとしてこの地図が見えることでわかる。この目録は活字印刷ではなく孔版刷り程度のもので、私は赴任後もらった。私は朝鮮史編修会に入つて、まず対馬から宗家の古記録・古文書の引取りを行なったが、まだそのときは蔵原の棧原の屋敷から引取つたのであつて、宗家の史料が万松院へ移される以前である。このときの引取りは量も多く記録も明確であるが、それ以前の栢原氏の対馬探訪のことは恐らく今となっては記録などないであろう。ところで問題の「朝鮮八道地図」は絹本で、一本だけであつた。復数あつたということはない。東京都の大森に現存する宗家の菩提寺養玉院からも史料を引取つたが、ここにも朝鮮地図はなかつた。そのほかこの前後のことは私の著書『日鮮関係史の研究』下六六二

頁以下に記してある。

(4) 註(3)参照。

(5) 京城帝國大學編、昭和七年十月十五日開學式記念『朝鮮古地図展観目録』八頁、二八番参照。ほかに近藤音三郎「朝鮮古地図展見どころ」(雑誌ドルメン昭和八年四月号)においても、前年十月の京城帝大朝鮮古地図展の解説があり、朝鮮史編修会蔵のこの地図のことを記している。

(6) 「朝鮮国図 写」内閣文庫一七八一四四九。

(7) 「内閣文庫圖書分類目録」下所収「内閣文庫小史」七頁参照。

(8) 註(7)参照。

(9) 東方学報(東京)第九冊、一九三九年九月号。

(10) 青山氏は前掲論文で、原図成立時期の上限を明言していないが、氏の論旨を整理すると、本節(7)にのべるごとく、世宗十五年が、氏の考えている原図成立時期の上限ということになる。

(11) 青山氏は、本図が遼東を遼陽としていないところから、本図は順治十年以前のものであるとするが、遼東都指揮使司が廢された清朝になっても、朝鮮では依然として遼陽を遼東と呼びならわしているので、本図にみえる遼東の注記をもって年代のきめ手とすることはできない。

(12) 東国輿地勝覧が、はじめ成宗十二年に五十巻本として出来し、同十七年に改訂されて五十五巻本になったことは事実であるが、そのいずれも現物は伝わらず、しかもその後、燕山君五年にも改訂があった。また中宗二十六年には大幅な増補をおこない、それを、これまでの本の関係各条に「新增」の項目を立てて追録した。ために、この増補本を新增東国輿地勝覧と呼ぶようになった。この書物は五十五巻であったが、それを、さらに光海君のはじめのころに一部改訂して刊行している。現在、普通に利用しているのは、この光海君本であるが、そこに見える記事内容は、たとえ「新增」部分ではないにしても、燕山君五年本までくらいさかのぼらせるのがせいぜいであって、それを越えて、ただちに成宗十七年の段階にまでさかのぼらせてかんがえるのは危険である(参考、末松保和「新增東国輿地勝覧とその索引」、朝鮮総督府中樞院「新增東国輿地勝覧索引」所収)。

(13) 『世宗実録』十五年六月壬午条、『世宗実録地理志』卷百五十四、慈城郡条。

(14) 『世宗実録地理志』卷百五十四、茂昌郡条。

内閣文庫所蔵「朝鮮国図」およびその諸本についての研究(長)

- (15) 富居県の設置時期を『世宗実録地理志』は、世宗二十年の冬としているが、正しくは同年春である。このことは『世宗実録』二十年正月庚寅条に、富居県新設を決めたことがみえ、また同年三月丙申条に「今加設富居」等を鏡城府の管轄下に置くことがみえることよって明らかである。なお、『新增東国輿地勝覽』卷五十富寧都護府、古跡、富居廢県条に富居県の設置を世宗十年としているのは誤りである。『大東地誌』富寧、古邑、富居条や、『増補文献備考』卷十八輿地考六、富居郡条でも富居県の設置を世宗十年としているが、これらは『新增東国輿地勝覽』の誤りを踏襲したものである。

- (16) 『世宗実録』の編纂は世宗王の死後二年を過ぎた文宗二年(一四五二)に始まり、端宗二年(一四五四)に完成しているが、それに収められた地理志すなわち、われわれが『世宗実録地理志』と呼んでいるものの本体は、世宗王が、生前、尹淮・申穡等に命じて編纂させ、すでに同王の十四年(一四三二)にできあがっていた『八道地理志』そのものである。ただし、それを実録に収めるにあたって、本来ならば、この書物が成立した世宗十四年から、同王の末年までの十八年間の郡県州鎮の改廃などを全面的に増補し改訂する必要があった筈であるが、そういうことはせず、ただ兩界(平安・咸吉)だけに限って、その間における郡県や鎮堡の新設・改廃を統記してすませている。いま『世宗実録地理志』において『八道地理志』以後の統記が見られるのは平安道の慈城郡・茂昌郡・虞内郡・漕原郡と咸吉道の慶源都護府・会寧都護府・鍾城都護府・稷城都護府・慶興都護府・富寧都護府・三水郡である。

- いまここで問題にしている松生と三岐は、それぞれ慶尚道と江原道であるので、いずれも統付部分ではなく、世宗十四年(一四三二)の『八道地理志』そのものの記事である。

- (17) 『世宗実録地理志』慶尚道陝川郡条。

- (18) 註16参照。

- (19) 行政地名が廃されて以後、それが地域名称として残った一例を示す。

『新增東国輿地勝覽』卷三十四、慶尚道青松都護府の姓氏条には、青兎・松生・安徳の三地域をあげて、それぞれの地域における姓をあげている。安徳は同書で現存の鳳凰として存在するが、青兎・松生は、本節(第二節)でも見たごとく、かつては鳳凰であったり、独立の県であったりしたが、当時はずで青松郡に合併して、行政地名としては消失していた。それにもかかわらず、このように地域名称としては、依然として用いられているのである。このような例は『世宗実録地理志』や『新增東国輿地勝覽』において、他にも数多く見ることができ。

- (20) 『端宗実録』三年四月戊子条。

(21) 『世祖実録』五年正月戊戌条。

(22) 北辺四郡のうちで、閔延と慈城は格別なものであった。閔延は、はじめ、咸吉道甲山郡に属していたが、太宗十六年、独立した郡となり、以後平安道に属し、その領域から慈城・茂昌・虞芮の三郡が次々に分立していつている。いわば鴨緑江湾曲部経営の出発点ともなった郡である。また慈城は、四郡維持にともなう弊害が、しだいに問題化していったとき、他の三郡は廃しても、それだけは維持すべき最後の拠点とかがえられていたものである。そのことは、端宗元年十一月、南方諸道から、この地へ防戍の軍士を送りこむことの弊害を論じて四郡の縮小を提議した梁誠之の言に「雖棄三邑（即ち閔延・茂昌・虞芮）、大江（鴨緑江）限帶、我之封疆如舊、乞撤三邑之戍、以慈城為界」（『端宗実録』元年十一月甲寅条）と述べていることなどによってうかがわれる。また事実、他の三郡が端宗三年に廃された後にも、慈城だけは世祖五年まで維持されたのである。

(23) 『遼東志』卷之九、外夷衛所、奴兒干都司条。

(24) 『成宗実録』十三年十一月壬子条の梁誠之の言に「世宗朝有鄭陟八道図」とある。

(25) 本稿結語参照。

(26) 本図の平安道三和の海岸に凹陥いのない「水宮」の註記があるが、三和には水軍節度使管が置かれたことはなく、水軍節制使（『新增東国輿地勝覽』）や水軍防禦使（『統大典』）が置かれていただけであるので、それを誤って註記したものであるう。

(27) 『乱中雜録』四、辛丑（二六〇一年）三月十一日条。

(28) 『乱中雜録』四、甲辰（二六〇四年）春条。『輿地圖書』慶尚道、統制管条。

(29) 『大東地誌』卷十、固城、營衛、右水宮兼三道統制管条。

(30) 『輿地圖書』慶尚道右道兵馬節度使管条。

(31) 『大東地誌』卷九、晋州、營衛、右兵管条。

(32) 『世宗実録地理志』慶尚道東萊県、左道水軍都按撫処置使本管条。

(33) 『中宗実録』七年三月辛酉条。『新增東国輿地勝覽』卷五十、咸鏡道吉城県、建置沿革条、「新增」部分。

(34) 『中宗実録』八年三月庚寅条。

(35) 本図の鴨緑江・豆満江以北の註記を『遼東志』の付図のそれと対照するにあたっては、たとえ本図の両江以北に書かれてい



る註記であっても、つぎのようなものは、あらかじめ除外してかからねばならない。

- (A) 本来、両江以南の地域についての註記であるにもかかわらず、便宜上、江北部分に記されているもの九箇。
- (B) 国境地帯の地名であって、朝鮮側では『遼東志』を参照する、しないにかかわらず、当然、記入するはずのもの三箇。
- (C) 中国領であっても、両江に近いところにある地名の註記六箇。これらの中には朝鮮側で勝手に命名している地名、および、こと新しく『遼東志』を参照するまでもなく、朝鮮側によく知られている地名がふくまれる。

(D) 朝鮮の北方進出の故地としての註記一箇。

右の(A)(B)(C)(D)都合十九箇は、すべて『新增東国輿地勝覧』に記載があり、それによって、(A)(B)(C)(D)のような事情を文献の上から考えることのできるものである。いまそれを具体的に示せば、つぎのごとくである。

B		A							新 増 東 国 輿 地 勝 覧	
鴨 緑 江	白 頭 山	県 城	訓 戎 鎮	愁 州	婁 屯 洞	朱 沙 洞	於 性 洞	申 松 洞	莆 洞	馬 郎
卷五十三義州牧山川条「鴨緑江」	卷五十会寧都護府山川条「白頭山」	卷五十慶源都護府古跡条「県城」	卷五十慶源都護府閔防条「訓戎鎮」	卷五十鍾城都護府山川条「愁州洞」	右同条 「漏屯洞」	右同条 「朱沙洞」	右同条 「於用性洞」カ	右同条 「申松洞」	卷五十五江界都護府山川条「小甫里」カ	卷五十三昌城都護府山川条「馬郎耳洞」カ

D	公 嶮 鎮	卷五十会寧都護府古跡条「公嶮鎮」
	伊 沙 山	卷五十慶興都護府山川条「江外之地……伊沙山」
C	訓 春 江	卷五十慶源都護府山川条「此以下係豆滿江外之地……訓春江」
	□ 水 洞	卷四十九三水郡山川条「以下係鴨綠江外之地……三水洞」カ
	申 湖 水 洞	右同条「以下並係鴨綠江外之地……申湖水洞」
	狄 江	右同条「鴨綠江……至水青梁、又分二派、一西流与狄江在鴨綠江西北合」
	兄 弟 山	卷五十三義州牧山川条「以下並係鴨綠江外之地……兄弟山」
	豆 滿 江	卷五十慶源都護府山川条「豆滿江」

(36) 本図の鴨綠江・豆滿江以北の註記のうち『遼東志』付図の註記と同じものは、つぎの二十五箇である。

- 奴兒干・東征元帥府・京南〔遼東志〕では「南京」とする。以下、本図と『遼東志』の表記の違うものは、カッコ内に『遼東志』のものを記す）黒龍江・納毋府（那丹府）・北同江（渾同江）・温江（托温江）・按察河・金水河・分水嶺・尚京（尚宗）・鳳凰城・憩水站（甜水站）・頭館站・東石門（東石門山）・遼東・連山把折（連山把截）・太子河・老鴉山（老鴉山）
- ・平頂山・貴徳県・渾河・瀋陽衛（瀋陽衛）・鉄嶺衛・開原衛。
- (37) 潭州坪〔遼東志〕では、潭州城）・卒本河。
- (38) 稲葉岩吉「遼東志解説」（尊経閣叢書本『遼東志』所収）、金毓黻「校印全遼志叙」（遼海叢書本『全遼志』所収）。
- (39) 『世祖実録』七年十月戊辰条。
- (40) 『世祖実録』十年八月壬午条。
- (41) 稲葉岩吉「遼東志解説」（尊経閣叢書本『遼東志』所収）。
- (42) 『中宗実録』三十四年三月癸未条。
- (43) 『尊経閣文庫漢籍分類目録』。
- (44) 『成宗実録』十三年二月壬子条。

(45) 『成宗実録』十九年六月癸卯条。

(46) 『中宗実録』三十六年六月壬申条。

(47) 崔世珍が遼東地図を進上した中宗三十六年(一五四二)より二年前に、すでに嘉靖十六年刊『遼東志』が朝鮮へ入っていたことを考えると、崔世珍がこの遼東地図を進上するにさいして、「我が国、無きところ」と言っているのは、それが最新版の『遼東志』にも見えない、別の新しい内容の地図であったということも考えられるが、その後、嘉靖四十四年(一五六五)に刊行された『全遼志』ですら、嘉靖十六年刊『遼東志』とほとんど変らない地図を付し、またほとんど変らない地理記述をしていることからみて、このとき嘉靖十六年刊『遼東志』より一段と新しい遼東地図が入っているけれども、その付図のような内容の地図を、単独の地図として一軸に仕立てたものは、それまで朝鮮になかったという程度の意味であろう。

(48) 析津志『永樂大典』卷一万九千四百二十六所収)、経世大典『永樂大典』卷一万九千四百二十二所収)。和田清『東亜史研究』(満洲篇)三二七頁註六参照。

(49) 『高麗史』恭愍王世家五年五月丁酉条。

(50) 和田清『東亜史研究』(満洲篇)五〇三頁。

(51) 『成宗実録』十二年十月辛酉条。和田清『東亜史研究』(満洲篇)五〇七頁。

(52) 尊経閣本『遼東志』所収「遼東河東城堡地方総図」。

(53) 『明宗実録』二十一年九月甲午条。

(54) 通遠堡を鎮夷堡と改称したことは、『成宗実録』二十一年五月壬申条に見える。ただし改称後も、旧名を依然使うというところは、いくらでもあるので、この改称をもって、本図製作年代の下限を論ずることはしない。

(55) 『皇明実録』成化十七年六月癸酉条、『成宗実録』十二年十月辛酉条。

(56) 『成宗実録』十九年五月庚寅・八月己未・十二月丙申・辛丑条。

(57) 全相雲『韓国科学技術史』三三二頁、高麗書林、一九七八年刊。

(58) 全相雲、右同書三三〇頁。

(59) 『世祖実録』九年十一月丙寅条。

(60) 青山定雄、前掲論文、一五頁。

(61) 内閣文庫所蔵「朝鮮見取全図」(外務省旧蔵本) 架蔵番号一七七―二一八。

(62) 内閣文庫所蔵「朝鮮八道図」(外務省旧蔵本) 架蔵番号一七七―二二一。なお、清国に日本公使館が開設されたのは、明治六年(一八七三)四月三十日の日清修好条規批准書交換より後のことである。

(63) 内閣文庫所蔵「朝鮮国全図」(外務省旧蔵本) 瀬脇寿人校・金麟昇首、架蔵番号一七七―二二〇。  
(64) 陸軍参謀局編「朝鮮全図」(縮尺百万分之二) 明治八年(一八七五)十一月刊。

(一九八一年十月稿)

〔付記〕 本稿は昭和五十六年度文部省科学研究費補助金一般研究C「近代以前日本における朝鮮知識の発達」の成果の一部である。